



埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (東部創造)	一
○平成二十年五月償還分抽せん銘柄等の告示 (財政課)	一
○埼玉県防災情報システム保守管理業務委託に関する入札公告 (消防防災課)	二
○営業所の所在地が確知できない建設業者の公告 (建設業課)	三
○朝霞都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (下水道課)	三
○富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	四
○人間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	四
○富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	四
○計量器の定期検査 (計量検定所)	四
○	六

○公告対象区域内の建築物に係る認定の取消し(さいたま県土)	七
○県道さいたま菖蒲線の供用の開始 (北本県土)	八
○県道上尾蓮田線の供用の開始 (川越県土)	八
○県道川越人間線の区域の変更 (東松山県土)	九
○開発行為に関する工事の完了公告 (教委・総務課)	九
○	九
○情報通信の技術を利用して行う手続等に関する告示	九

告示

埼玉県告示第三百三十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satiamaker-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日 平成二十年三月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人彩郷土塾
- 三 代表者の氏名 角保 恵喜
- 四 主たる事務所の所在地 埼玉県久喜市青葉五丁目二十二番地の二十二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、青少年・市民各層に対して、緑と自然・伝統文化を守る啓発活動を目的とする学習・体験事業を行い、青少年・市民の生活文化の向上に寄与する。

埼玉県告示第三百三十五号

埼玉県公債の平成二十年五月の定時償還について、次のとおり抽せんする。  
平成二十年三月十一日

- 一 銘柄、償還期日及び償還額 埼玉県知事 上田 清司

銘 柄	償 還 期 日 (年・月・日)	償 還 額 (万 円)
10/リ	20.5.28	135,000
10/ヌ	20.5.28	21,600

- 二 抽せん日時  
平成二十年三月十三日
- 三 抽せん場所  
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
(株) 埼玉りそな銀行県庁支店
- 四 抽せん方法  
せん札抽せん

埼玉県告示第三百三十六号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年三月十一日

埼玉県長 上田 豊 臣

- 1 調達内容
  - (1) 購入等件名及び数量  
埼玉県防災情報システム保守管理業務 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
  - (4) 履行場所  
埼玉県危機管理防災部消防防災課が指定する場所
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

ず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成19・20年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録され、業種区分「電気通信工事業」のA級に格付けされた者であること。
- (3) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱(昭和60年4月1日施行)に基づき指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成20年2月29日以前の過去3年間に国又は都道府県が実施した防災情報システムの保守管理業務を受託した実績を有する者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課応急対策・訓練担当 小林 和弘 電話048-830-3180(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
公告日から平成20年3月13日(木)までの間、(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時  
ア 場所  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階災害情報連絡室  
イ 日時  
平成20年3月14日(金) 午前10時
- (4) 入札・開札の場所及び日時  
ア 場所  
(3)アに同じ。  
イ 日時  
平成20年3月25日(火) 午後3時
- 4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に、入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を所定の期日までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。



埼玉県知事上田清司

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

平成二十年三月十一日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
サカエホーム株式会社	新井紀男	埼玉県所沢市旭町十六番七号
さわやかハウジング株式会社	大久保俊哉	埼玉県川口市青木二丁目九番二十七号
有限会社島津工業	島津欣一	埼玉県さいたま市浦和区領家七丁目二十三番十六号
柴田聖一	柴田聖一	埼玉県戸田市笹目四丁目二十八番七



埼玉県告示第三百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第六百九十号で告示した朝霞都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

朝霞市

二 都市計画事業の種類及び名称

朝霞都市計画下水道事業朝霞公共下水道

水道

三 事業施行期間

昭和四十九年五月二十八日から平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分  
変更なし

(2) 使用の部分  
変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分  
変更なし

(2) 使用の部分  
変更なし

変更なし

変更なし

埼玉県告示第三百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第千四百八十一号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

三芳町

二 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業三芳公共

下水道

三 事業施行期間

昭和五十年十一月七日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十年埼玉県告示第千四百

八十一号、昭和五十五年埼玉県告

示第千四百五十八号、昭和五十七年

埼玉県告示第千四百二十五号、昭和

六十年埼玉県告示第千八百九十三

号、平成元年埼玉県告示第千四百

二十一号、平成三年埼玉県告示第

六百八十九号、平成六年埼玉県告

示第八百八十七号及び平成十三年埼玉県告示第千二百号の事業地に、三芳町大字藤久保字唐沢、字俣埜、大字竹間沢字生出窪、大字上富字木ノ宮を加える。

埼玉県告示第三百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千二百七十五号で告示した入間都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

入間市

二 都市計画事業の種類及び名称

入間都市計画下水道事業入間公共下

水道

三 事業施行期間

昭和四十六年三月十二日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし  
(2) 使用の部分  
変更なし

埼玉県告示第三百四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

富士見市

二 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業富士見公共下水道  
三 事業施行期間  
昭和四十九年十月二十五日から  
平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

昭和四十九年十月二十五日から

平成二十五年三月三十一日まで

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
平成二十年三月十一日

埼玉県計量検定所長 天坂知司

一 検査対象となる特定計量器

質量計(ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり)

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
東秩父村	平成二十年五月二十一日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	東秩父村コミュニティセンター「やまなみ」

越生町	平成二十年五月二十二日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	越生町中央公民館前駐車場
飯能市	平成二十年五月二十三日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	越生自然休養村センター駐車場
飯能市	平成二十年五月二十六日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	吾野公民館
飯能市	平成二十年五月二十七日	午前十時から正午まで	名栗公民館
飯能市	平成二十年五月二十八日から同月三十日	午後一時三〇分から三時まで	原市場公民館
戸田市	平成二十年六月二日及び同月三日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	飯能市役所西側附属棟車庫
戸田市	平成二十年六月二日及び同月三日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	戸田市役所
ときがわ町	平成二十年六月四日	午前十時から正午まで	ときがわ町役場本庁舎
ときがわ町	平成二十年六月五日及び同月六日	午後一時十五分から三時まで	ときがわ町役場第二庁舎
鳩ヶ谷市	平成二十年六月五日及び同月六日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	鳩ヶ谷市役所
蕨市	平成二十年六月十日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	蕨市民会館駐車場
蕨市	平成二十年六月十一日	午前十時から十一時四十五分まで	蕨市立南公民館
蕨市	平成二十年六月十一日	午後一時十五分から三時まで	蕨市立東公民館

鳩山町	平成二十年六月十二日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	鳩山町役場
小川町	平成二十年六月十七日及び同月十八日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	小川町役場
滑川町	平成二十年六月十九日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	滑川町コミュニティセンター
嵐山町	平成二十年六月二十日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	嵐山町役場健康増進センター
毛呂山町	平成二十年六月二十四日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	毛呂山町役場来客駐車場
日高市	平成二十年七月一日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	日高市役所
吉見町	平成二十年七月二日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	吉見町役場北側駐車場
川島町	平成二十年七月三日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	川島町民会館駐車場
三芳町	平成二十年七月四日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	三芳町役場来客用駐車場
入間市	平成二十年七月八日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	黒須公民館

東松山市	坂戸市	鶴ヶ島市	戸田市	蕨市	鳩ヶ谷市	西武公民館
平成二十年七月二十九日及び同日二十八日	平成二十年七月二十三日から同日二十五日まで	平成二十年七月二十二日	平成二十年七月十七日	平成二十年七月十六日	平成二十年七月十五日	平成二十年七月十日
午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで
東松山市中央公民館	坂戸市文化会館大駐車場	鶴ヶ島市役所(バス車庫)	戸田市役所	入間市市民会館	東金子公民館	金子公民館
					藤沢公民館	宮寺公民館

小川町	滑川町	嵐山町	川島町	吉見町	坂戸市	鶴ヶ島市	東松山市
平成二十年七月三十日	平成二十年七月三十一日	平成二十年九月一日					
午前十時から午前十一時三十分まで	午前十時から午前十一時三十分まで	午後一時三十分から三時まで	午後一時三十分から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	午後一時三十分から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで			
大岡市民活動センター	唐子市民活動センター	野本公民館	東松山市中央公民館				

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十年三月十一日

埼玉県計量検定所長 天坂知司

- 一 検査対象となる特定計量器  
質量計(電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり)

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
東秩父村	平成二十年五月二十一日から八月二十日(日曜日、土曜日及び休日) (埼玉県の休日定める条例(平成元年埼玉県条例第三号)第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日をいう。以下同じ。)を除く。	計量器の所在場所

越生町	飯能市	戸田市	ときがわ町	鳩ヶ谷市	蕨市	鳩山町	小川町	滑川町	嵐山町	計量器の所在場所
平成二十年五月二十二日から八月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十年五月二十六日から八月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十年六月二日から九月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十年六月四日から九月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十年五月二十六日から八月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十年六月十日から九月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十年六月十日から九月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十年六月十六日から九月十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十年六月十九日から九月十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十年六月二十日から九月十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の五第二項の規定により同法第八十六条第一項の規定による認定を取り消したので、次のとおり公告する。

毛呂山町	日高市	吉見町	川島町	三芳町	入間市	鶴ヶ島市	坂戸市	東松山市	計量器の所在場所
平成二十年六月二十四日から九月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十年七月一日から九月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十年七月二日から十月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十年七月三日から十月二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十年七月三日から十月二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十年七月八日から十月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十年七月二十二日から十月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十年七月二十三日から十月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十年七月二十八日から十月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	

平成二十年三月十一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 中島直彦

認定取消番号	認定取消年月日	対 象 区 域	既認定番号	既認定年月日
第一号	平成二十年二月二十七日	埼玉県鳩ヶ谷市大字里字諏訪内九百五十八番九 他	第五十五号	昭和三十三年六月十五日

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月十一日から三十日間埼玉県土整備部道路環境

課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 齊 藤 善 孝

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
さいたま菖蒲線	上尾市大字平塚字西原八二九番二地先から同市大字平塚字八ツ山八七四番一地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成二十年三月二十八日	平成十八年一月二十日付け北本県土整備事務所長告示第六号の一部供用開始。

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月十一日から三十日間埼玉県土整備部道路環境

課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 齊 藤 善 孝

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
上尾蓮田線	上尾市大字平塚字八ツ山八八番四地先から同市大字平塚字谷津下九四三番地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成二十年三月二十八日	平成十八年一月二十日付け北本県土整備事務所長告示第七号の一部供用開始。



埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十年三月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十一日  
 埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 川越入間線  
 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	備 考
新	狭山市大字堀兼二四一番一地先から同市大字堀兼二九八番二地先まで		九・〇〇 九・〇〇	一六〇・〇〇	交差点整備工事
旧			九・〇〇 九・五〇		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市箭弓町三二七―二二  
 ベルハーモニー一〇一  
 大久保 知也

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月十一日  
 埼玉県東松山県土整備事務所長

一 許可番号

平成二十年三月五日  
 第一九〇一五六〇号  
 第一九〇一七二号  
 谷口 建一

二 検査済証番号

平成二十年三月五日  
 第一九〇一六九号

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字角泉字亀尾四〇五  
 一五、四一四―七、四一四―九  
 比企郡川島町大字角泉四〇四  
 石黒 賢一

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成二十年二月二十一日  
 第一九〇一五〇〇号  
 第一九〇一七〇号  
 平成二十年三月五日  
 第一九〇一七〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字畑中字田中二〇五番一、二〇五番二、二〇六番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字中ノ目五九六番地四  
 田沼 真澄

埼玉県教委告示第十二号

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年埼玉県教育委員会規則第二十三号)第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

平成二十年三月十一日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

名 称	条 項
埼玉県立文書館管理規則 (昭和五十年埼玉県教育 委員会規則第十二号)	第四条第一項(ただし、利用証の交付を除く。)

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む。)
発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二二一(代表)
	県 埼玉県警備センター・システム http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)